



平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行  
(コード : 7733、東証第 1 部)  
問合せ先 広報・IR 室長 百武 鉄雄  
(TEL. 03-3340-2111(代))

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の取締役会決議により、株主の皆さまのご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、同年 6 月 28 日開催の当社第 144 期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆さまのご承認を頂きました。当該更新された当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の有効期間は、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の当社第 145 期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認を頂くことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、旧プランを更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本更新に伴う旧プランからの実質的変更点はありません。

#### 一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成すること及び顧客とのネットワークを維持・強化・拡大していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提供することにより、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「ソーシャル・イン」と呼び、すべての企業活動の基本思想としております。この思想に基づき、社会が真に求める新しい価値を創造し続け、かつタイムリーに提供していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上することに努めています。

そして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の主たる源泉は、光学技術、デジタル映像技術及び微小加工技術等のコア技術にあると考えています。

当社は製造業を営む企業として、先端技術、製造技術に関する基礎研究の充実と研究開発体制の整備を行い、長年にわたって蓄積してきた技術、知識やノウハウを世代間にわたって継承することにより、中長期的視点に基づいたコア技術の育成を行なってまいりました。その結果、深耕と拡大が図られた基盤技術が、内視鏡などのユニークな製品、事業として結実し、社会に対する新しい価値の提案に結びついてまいりました。

この認識を踏まえ、当社は、平成24年4月20日付で発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5ヵ年の新中期ビジョン（以下「中期ビジョン」といい

ます。)を平成 24 年 6 月 8 日に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus (ワン・オリンパス)」、「利益ある成長」の 3 つとしました。過去の不祥事の反省にたち、「原点回帰」を全ての戦略遂行、行動の基本とし、「One Olympus (ワン・オリンパス)」=世界中の社員が価値観・目標を共有して一丸となることで、「利益ある成長」を目指しております。

こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の 4 つの基本戦略を実行しております。

また、平成 24 年 9 月 28 日に発表したソニー株式会社との業務提携及び資本提携により、当社の財務基盤を強化するとともに、両社の強みを融合し、医療事業及びデジタルカメラ事業での協業による企業価値の向上を目指しています。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、当社からの独立性を確保した第三者委員会による平成 23 年 12 月 6 日付調査報告書において指摘された問題点、再発防止に向けた提言を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備及びコンプライアンスの見直しを進めてまいりました。具体的には、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた以下の再発防止策を、平成 24 年 4 月 20 日付で発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備及びコンプライアンスの見直しを引き続き進めております。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における特設注意市場銘柄の指定の解除を目指し、平成 25 年 1 月 21 日に東京証券取引所有価証券上場規程に定められた内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出しております。現在、同確認書に基づいた東京証券取引所の審査を受けており、内部管理体制に問題があると認められない場合には、当社株式の特設注意市場銘柄指定は解除されることになります。

### ①コーポレート・ガバナンス体制の強化

#### (a) 執行と監督の明確な分離

- (ア) 取締役会の構成員の過半数を独立性の高い社外取締役とする。
- (イ) 取締役会議長は、社長以外の者（=会長）が務める。
- (ウ) 取締役相互間のみならず、取締役会が執行役員の業務執行を監督する。

#### (b) 執行機関に対する監督機関の権限・機能強化

- (ア) 過半数を社外取締役で構成する独立委員会を任意設置し、各取締役及び監査役並びに会長及び社長の候補者指名並びに取締役の報酬決定を行う。

- (イ) 社長の最長在任期間、役付執行役員の担当部門における最長在任期間、及び上限年齢を制定する。
- (ウ) 取締役会への付議ルール等の見直し、運用面での徹底を行う。
- (c) 社外取締役・監査役の選定の公正性確保及びその役割・機能の拡大
  - (ア) 社外取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、独立性・客観性を重視して選定の要件・基準を明確にする。
  - (イ) 常勤監査役のうち1名を社外から招聘する。そのサポートを目的として監査役室スタッフを拡充する。
- (d) 積極的な情報開示
  - 投資家の観点から有用と思われる情報を適時かつ積極的に開示する。

## ②内部統制システムの整備

- (a) 社内牽制体制の整備
  - (ア) コーポレート部門の位置付け及び発揮すべき牽制機能を明確化する。
  - (イ) コーポレート部門が実施する案件に対する牽制のしくみを整備する。
  - (ウ) 決裁規程、経営執行会議付議ルールの見直し、運用面での徹底を行う。
- (b) 事業投資案件、子会社・関係会社の適切な管理
  - (ア) コーポレート部門において、事業投資を管理統括する機能を整備する。
  - (イ) 本社における各子会社・関係会社の運営・責任主体（＝主管組織）を明確にする。
  - (ウ) 子会社・関係会社の管理要領を定め、定期的なモニタリングを実施する。
  - (エ) 新規投資ガイドライン・重点管理先抽出ガイドラインの設定を検討する。
- (c) 不正防止に向けた人事面での改善
  - 人事ローテーションをルール化し、特定ポジションの役職任期を設定する。
- (d) 内部監査の拡充
  - (ア) 内部監査部門の独立性を確保し、陣容を拡充する。
  - (イ) 内部監査の質的向上を図る。
  - (ウ) 監査役監査と内部監査の連携強化を図る。

## ③コンプライアンス体制の見直し

- (a) 経営陣のコンプライアンスに対する意識改革及びアカウンタビリティの強化
  - (ア) 「オリンパスグループ企業行動憲章」・「オリンパスグループ行動規範」の見直しを行い、「グローバルコンプライアンスガイドライン」を策定する。
  - (イ) 経営陣によるコンプライアンスコミットメント宣言を行う。
  - (ウ) 経営陣によるコンプライアンス状況の報告を行う。
- (b) コンプライアンスの推進を一層強化する体制の整備
  - (ア) 社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - (イ) チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)の任命及び定期的ローテーショ

ンを行う。

(ウ) コンプライアンス組織の拡充を図る。

(c) コンプライアンス意識の醸成・徹底

(ア) 各階層におけるコンプライアンス教育の拡充を図る。

(イ) コンプライアンス意識調査を定期的に実施する。

(d) 内部通報制度の拡充

(ア) 内部通報窓口の社外設置など、通報窓口を整備・拡充する。

(イ) 不正を知った者の内部通報義務を明確化する。

### 三 本プランの目的及び内容

#### 1. 本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、若しくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。また、中期ビジョンに基づくオリンパス再生と新たな企業価値創造を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るためにも、本プランにより不適切な者による当社株式の大量買付を抑止することが重要と考えております。

なお、当社の平成25年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社

の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記 3.(2)をご参照ください。）で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆さんに当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等から構成される特別委員会を設置し、かかる特別委員会の客観的な判断を経るものとしております。なお、本更新時において予定される特別委員会の委員 3 名は、それぞれ法律又は会計に関する専門性を有しております、いずれも当社から独立した社外取締役又は社外監査役であり、かつその全員が東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さんの意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆さんに対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

#### (1) 本プランの発動に係る手続（概要は別紙 2「本プランに係る手続の流れ」参照）

##### (a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付その他の取得

<sup>1</sup> 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準備法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙3「特別委員会規程の概要」に記載のとおりです。また、本更新時において予定される特別委員会の委員は、別紙4「特別委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限（但し、最終回答期限は必要かつ充分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して30日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限まで

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

に、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

## 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者等を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>11</sup>
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針

### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、当社取締役会に対しても、下記②で定める特別委員会検討期間内において適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を速やかに提供するよう要求することができます。

- ② 特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（最長 60 日とします。）が経過するまでの間、上記①に従い必要に応じて当社取締役会からも情報提供を受けた上で、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。）。また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。

<sup>11</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

を行うものとします。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

#### (e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

##### ① 本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について、下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）が存すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、ある買付等について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

##### ② 本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権

の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

### ③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合（特別委員会が勧告を行う上で必要な情報が買付者等から提供されていない場合や買付者等が交渉に応じない場合を含みます。）には、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、合計で30日を上限とするものとします。）で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行います。

### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、特別委員会が本新株予約権無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、取締役会が善管注意義務に照らし株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で予め株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、特別委員会検討期間の延長が行われた事実、並びにその期間及び理由を含みます。）又は特別委員会による勧告等

の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び(f)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会により決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合（なお、買付者等が本プランに定められた手続に従ったか否かを判断するにあたっては、必ずしも買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること等の買付者等側の事情も合理的な範囲で充分勘案するものとし、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が買付者等によって提出されていないことのみをもって、買付者等による本プランに定められた手続の不遵守を認定することは行わないものとします。）

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合（なお、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合に限って行われるものであり、買付者等の意図が下記のいずれかに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみ理由として、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は行わないものとします。）

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - (ア) 株券等を買い占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
  - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産

等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者との関係を著しく損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使

に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者<sup>12</sup>、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者<sup>13</sup>、(IV)特定大量買付者の特別関係者、(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>15</sup>が存する場合を除き、本新株

<sup>12</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>13</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

<sup>15</sup> 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20% のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び

予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者の中非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決

---

手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

議において別途定めるものとします。

(4) 本更新の手続

本更新については、当社定款第 9 条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について、本定時株主総会において決議していただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 25 年 5 月 15 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

## 4. 株主及び投資家の皆さまへの影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆さまに与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具

体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆さんに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における当社の株主名簿に記録された株主の皆さま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆さまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆さんに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書面（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆さんご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆さんの口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆さんにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆さんが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆さんによる本新株予約権の行使により、そ

の保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆さまは、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付いたします。この場合、かかる株主の皆さまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆さまには、別途、当社株式の割当対象株主の皆さまの口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じことがあります。但し、当社は、非適格者が保有する本新株予約権について、現金を対価として取得することはありません。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆さまに對して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### 四 本プランの合理性

##### 1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

##### 2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

### 3. 株主意思の重視

本更新は、当社の本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることによりなされるものです。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆さまの意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、有効期間を約1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長にも、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

### 4. 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、特別委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記3.(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### 6. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハ

ンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

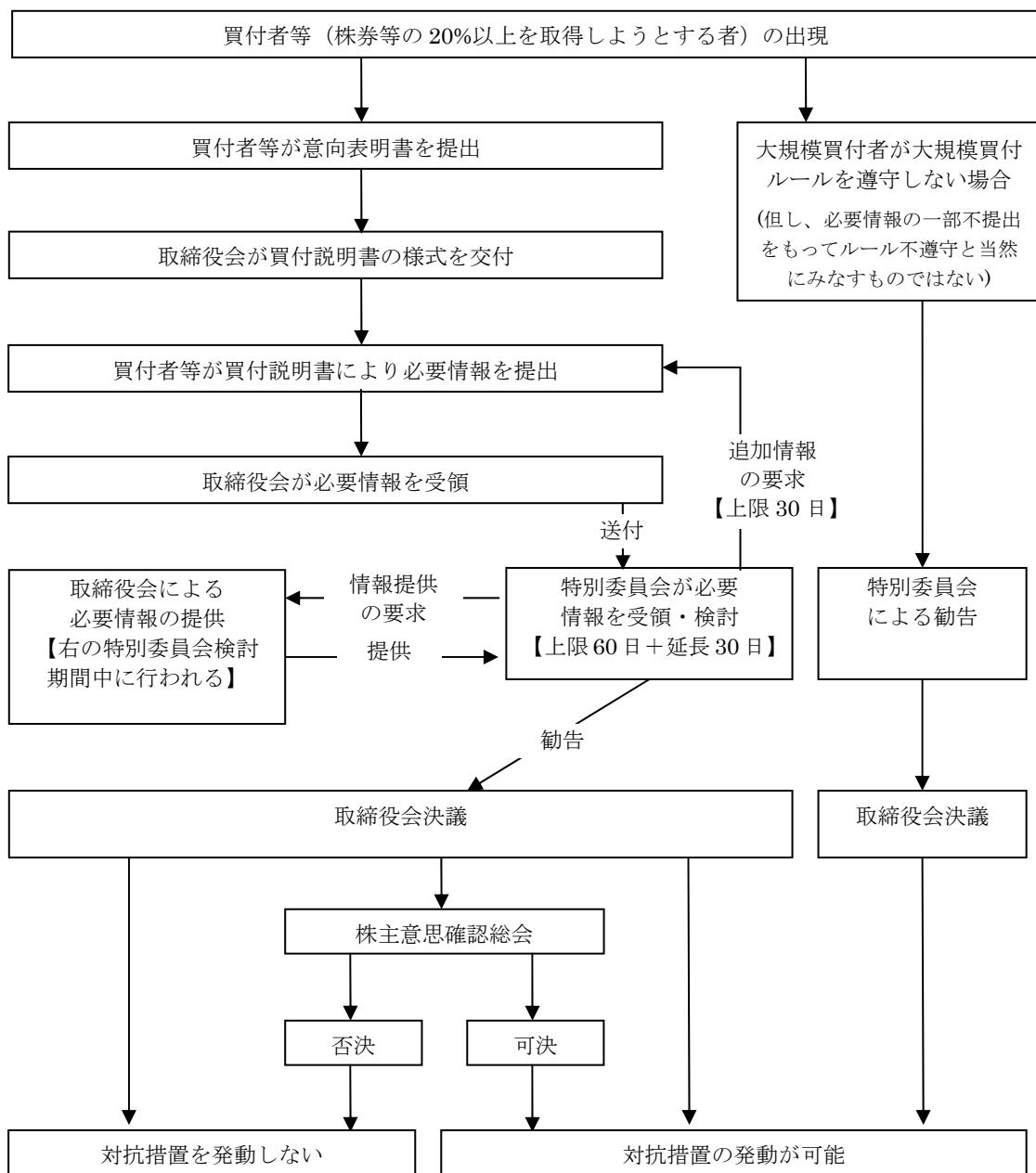
以上

大株主の状況

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率(%)
ソニー株式会社	34,487,900	11.45
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	17,132,345	5.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,865,700	4.93
日本生命保険相互会社	13,286,618	4.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,286,586	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信 託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	11,404,000	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	9,613,800	3.19
株式会社三井住友銀行	8,350,648	2.77
テルモ株式会社	5,581,000	1.85
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	4,929,684	1.64

(注) 持株比率は、自己株式(4,425,782 株) を控除して算出しています。

本プランに係る手続の流れ

(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。

### 特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役又は社外監査役であった特別委員会の委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定を行い、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との交渉・協議
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥ 本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会招集の要否の検討
  - ⑦ 特別委員会検討期間の延長の決定
  - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑨ 本プランの廃止
  - ⑩ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑪ 当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、特別委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
  - ・ 特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
  - ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各特別委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
  - ・ 各特別委員は議決権 1 個を有するものとし、特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

### 特別委員会委員略歴

本更新時における特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

#### (社外取締役)

西川 元啓（昭和21年1月1日生）

##### 【略歴】

昭和 43 年	4 月	八幡製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成 9 年	6 月	同社取締役
平成 13 年	4 月	同社常務取締役
平成 15 年	6 月	同社常任顧問（チーフリーガルカウンセル）
平成 19 年	7 月	同社顧問
平成 21 年	6 月	株式会社日鉄エレックス監査役
平成 22 年	4 月	NKSJ ホールディングス株式会社監査役に就任、現在に至る
平成 23 年	7 月	東京弁護士会弁護士登録、野村綜合法律事務所所属、現在に至る
平成 24 年	4 月	当社取締役に就任、現在に至る

※ 西川 元啓氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### (社外監査役)

名古屋 信夫（昭和20年1月30日生）

##### 【略歴】

昭和 43 年	10 月	公認会計士後藤岩男事務所（現みすず監査法人）入所
昭和 45 年	8 月	公認会計士登録
昭和 46 年	6 月	税理士登録
昭和 53 年	4 月	新光監査法人（現みすず監査法人）社員
平成元年	2 月	中央新光監査法人（現みすず監査法人）代表社員
平成 18 年	10 月	なごや公認会計士事務所長に就任、現在に至る
平成 21 年	6 月	株式会社コア監査役に就任、現在に至る
平成 24 年	4 月	当社監査役に就任、現在に至る

- ※ 名古屋信夫氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第 436 条の 2 に定める独立役員であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(社外監査役)

名取 勝也 (昭和 34 年 5 月 15 日生)

【略歴】

昭和 61 年	4 月	辯田江尻法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
平成 2 年	6 月	Davis Wright Tremaine 法律事務所入所
平成 4 年	7 月	Wilmer, Cutler & Pickering 法律事務所入所
平成 5 年	7 月	エッソ石油株式会社入社
平成 7 年	1 月	アップルコンピュータ株式会社入社
平成 9 年	1 月	サン・マイクロシステムズ株式会社取締役
平成 14 年	3 月	株式会社ファーストリテイリング執行役員
平成 16 年	1 月	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役執行役員
平成 22 年	4 月	同社執行役員
平成 24 年	2 月	名取法律事務所長に就任、現在に至る
平成 24 年	4 月	当社監査役に就任、現在に至る

- ※ 名取勝也氏は、会社法第 2 条第 16 号に規定される当社社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第 436 条の 2 に定める独立役員であります。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上